

昭和五十九年十二月二十五日受領
答 弁 第 六 号

内閣衆質一〇二第六号

昭和五十九年十二月二十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永健司殿

衆議院議員伊藤英成君提出自動車損害賠償責任保険の料率引上げに関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員伊藤英成君提出自動車損害賠償責任保険の料率引上げに関する質問に対する答弁書

一について

昭和五十八契約年度における自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の収支について、自動車保険料率算定会（以下「算定会」という。）の算出した金額と御質問の資料で試算された金額とが異なるのは、前者が昭和五十八年度までの保険金支払等の実績に基づいて算出しているのに対して、後者は交通事故統計を算出根拠にしていることによるものである。

二について

自賠責保険の保険金の請求の審査に当たっては、損害保険会社等は、公的機関の発行する交通事故証明書によるほか、医療機関、事故当事者等に対する調査により、事故の事実等について

て厳格な確認を行っているところである。

三について

医療費については、算定会における調査を充実する等、従来から、その支払の適正化に努めているところであるが、昭和五十九年十二月十九日の自動車損害賠償責任保険審議会の答申の趣旨をも踏まえ、引き続き努力してまいりたい。

四について

自賠責保険の収支状況等については、算定会において損害保険料率算出団体に関する法律第八条の規定に基づき保険契約者等の利害関係人の閲覧に供する等、契約者が理解できるように措置しているところである。

五について

御質問の1から5までに係る件数等のうち、算定会及び全国共済農業協同組合連合会におい

て、自賠責保険（自動車損害賠償責任共済を含む。以下同じ。）の収支を予測する上で具体的な予測値を必要とするのは、4及び5に係る件数等のみであり、1から3までに係る件数については、特に予測が行われていない。

自賠責保険収支について、現時点で予測が行われているのは、昭和六十契約年度までであるから、4及び5に係る件数等についても同契約年度まで予測が行われている。これらの件数等及び自賠責保険収支の予測値は、別表一から三までのとおりである。また、これらの予測値は、昭和五十八年度までの実績値に基づき、その傾向等を勘案して算出されたものである。

なお、契約年度ベースでの自動車損害賠償責任再保険特別会計の収支については、別表三の自賠責保険の収支に含まれており、独立した予測は行っていない。

ちなみに、御質問の9については、御指摘の施策の影響を個別的かつ定量的に予測することは困難であるが、様々な収支改善のための努力により、保険事故率の低下等がもたらされるも

のと予測されている。

右答弁する。

別表一 死亡、傷害及び後遺障害それぞれの支払件数、平均支払保険金並びに支払保険金

(1) 損害保険会社元受分

支払保険金			平均支払保険金			支払件数			区	
									分	
後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	死亡	昭和五九契約年度	昭和六〇契約年度
二、九二六億円	三、六九一億円	一、九四二億円	三、一〇九千円	四二八千円	一七、五八四千円	九四、一二一件	八六三、二〇五件	一一、〇四七件		一〇、四四四件
二、七八一億円	三、五七四億円	一、八七五億円	三、〇九六千円	四三四千円	一七、九五四千円	八九、八一九件	八二三、八八二件			

(2) 農業協同組合等元受分

支払共済金			平均支払共済金			支払件数			区	
									分	
後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	死亡	昭和五九契約年度	昭和六〇契約年度
九八億円	二二六億円	一二四億円	二、四二六千円	四九五千円	一八、〇六〇千円	四、〇五二件	四〇、八五三件	六八五件		六九九件
一〇四億円	二三八億円	一三〇億円	二、三六三千円	五〇四千円	一八、五六七千円	四、三九九件	四一、九九八件			

(1) 別表二 車種別の収支及び損害率
損害保険会社元受分

区分	昭和五九契約年度			昭和六〇契約年度		
	収入純保険料	支払保険金	損害率	収入純保険料	支払保険金	損害率
営業用乗用自動車	一六九億円	二九一億円	一七二%	一七〇億円	二九二億円	一七二%
自家用乗用自動車	三、五七七億円	四、六〇八億円	一二九%	三、一四六億円	四、〇七八億円	一三〇%
営業用貨物自動車	四七一億円	五三五億円	一一四%	四八九億円	五五六億円	一一四%
自家用貨物自動車	一、三二〇億円	一、三六七億円	一〇四%	一、三〇八億円	一、三五四億円	一〇四%
軽自動車	三八六億円	九九三億円	二五七%	四一三億円	一、〇七四億円	二六〇%
小型二輪自動車	一一四億円	二二二億円	一九五%	一二五億円	二四六億円	一九七%
原動機付自転車	一四七億円	三三二億円	二二六%	一五七億円	四一九億円	二六七%
その他	二〇〇億円	二二二億円	一〇六%	二〇二億円	二二五億円	一〇六%

(2) 農業協同組合等元受分

区分	昭和五九契約年度			昭和六〇契約年度		
	収入純掛金	支払共済金	損害率	収入純掛金	支払共済金	損害率
自家用乗用自動車	一九五億円	二二一億円	一〇八%	一九五億円	二二一億円	一〇八%

原動機付自転車	三八億円	四三億円	一一六%	四二億円	四九億円	一一六%
軽自動車等	一八七億円	一九四億円	一〇三%	二〇〇億円	二二三億円	一〇六%

別表三 収支

(1) 損害保険会社元受分

区 分	昭和五九契約年度	昭和六〇契約年度
収入純保険料	六、三八四億円	六、〇〇九億円
支払保険金	八、五六〇億円	八、二三一億円

(2) 農業協同組合等元受分

区 分	昭和五九契約年度	昭和六〇契約年度
収入純掛金	四二〇億円	四三七億円
支払共済金	四四八億円	四七二億円